

# みんなで創る都市型農業プロジェクト実施要綱

制定 7産労農振第2955号 令和8年3月13日

## 第1 通則

この要綱は、みんなで創る都市型農業プロジェクト（以下「本事業」という。）の実施に必要な基本的事項を定めるものとする。

## 第2 目的

都内農地面積及び農家は減少に歯止めがかからず、このままでは近い将来東京から農地及び農家が消滅しかねない危機的状況である。

こうした状況を踏まえ、これまでも都では様々な施策を講じてきたところであるが、農家や農地に直接向けられたものが多く、対象者及び対象地が限られた範囲であったこともあり、十分な課題解決に至っていない。

今後は、より広い視点での施策を講ずることにより、「新たな東京農業のかたち」を創り上げていく必要がある。

そこで、農業者のみならず消費者（個人・企業）や投資家等も含めた幅広い層を東京農業の関係人口として捉えるとともに、農地法上の農地に限らず多様な農的な空間を事業対象地として位置付ける。そして、より多くの都民が「農」に関わる機会を創出することで、関係人口の拡大を図りながら、農地保全、担い手確保を併せて進める。

## 第3 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「顧客企業等」とは、農的活動を希望する企業等のことをいう。
- 2 「オーガナイザー」とは、農的活動サービスの提供を行う農園を開設・運営する者をいう。
- 3 「農的空間」とは、空地、ビルの屋上・敷地内等に設けられた農園空間をいう。
- 4 「ポケットファーム」とは、都市部の限られた農地以外のスペースに設けられた比較的小規模な農園空間をいう。
- 5 「田んぼ」とは、水稻を栽培する農地及び水稻を栽培する農地と一体的に湛水状態で農作物を栽培する農地をいう。

- 6 「協働活用組織」とは、農業者と都民とが協働して都内の田んぼ、用水路を保全活用する組織をいう。

## 第5 事業の内容

- 1 本事業の目的を達成するため、東京都は、次に掲げる事業を行うものとする。

### (1) 企業等における農的活動に向けた農業ビジネス支援事業

近年、企業においてCSRやビジネスの一環として農的活動に対するニーズが高まっているが、こうしたニーズに対応するサービスを提供する農園が都内には不足している状況である。そこで、こうしたニーズに対応するサービス提供を行う農業への業態転換を支援するとともに、オーガナイザーと顧客企業等とをマッチングする仕組みを構築することで、農地保全と農業所得の向上を実現する。

ア 顧客企業等における農的活動ニーズや国内における先行事例に関する調査を行う。

イ アの結果を踏まえ、農地所有者や農業者等に対する掘り起こしを行う。

ウ オーガナイザーの公募・認定を行う。

エ ウによる認定を受けた者が農園を整備・運営する際に必要な経費の一部を補助する。

オ オーガナイザーと顧客企業等のマッチング支援を行う。

カ オーガナイザーに対するアドバイス等を行う。

キ その他、本事業に必要な事項を行う。

### (2) クラウドファンディングを活用した東京農業支援事業

各農業者等は、様々な想いをもちながら独自の取組を行っているものの、情報発信力に乏しく都民をはじめとした消費者へ思うように伝わっていない状況である。そこで、こうした農業者等の取組について、クラウドファンディングの活用促進を支援することにより情報発信強化を図り、東京農業のファン獲得や関係人口拡大を実現する。

ア 農業者等に対しクラウドファンディング活用促進に向けた周知を行う。

イ クラウドファンディングの活用に興味のある農業者等に対し、プロ

- プロジェクト内容の企画・設計や情報発信、返礼品の選定等に対するアドバイスの伴走支援を行う。
- ウ クラウドファンディングを活用する際に発生する手数料等の一部を補助する。
- エ クラウドファンディングによる資金調達目標達成に向けた広報等の支援を行う。
- オ クラウドファンディングへの支援者に対しアンケート等を実施し、東京農業のファン拡大及び関係人口拡大に向けた検証を行う。
- カ オによるアンケートへの回答者に対し、東京ポイントの付与を行う。
- キ その他、本事業に必要な事項を行う。

### (3) 新たな農的活動支援事業

良好な都市環境の形成を図る農地等、緑の保全・活用が重要となっている。また、相続等に伴う都市農地の減少や都市農業における担い手の高齢化等で農業従事者数が大幅に減る状況が続いている。

一方で、都内では「農」への市民ニーズの高まりから、近年、菜園付きのマンションなど、「農的空間」が広がりつつある。こうした農的空間は、都市住民の関与拡大により、都市農業・農地への更なる理解醸成に寄与し、将来的には農業の担い手になることその他、地域コミュニティの場の形成や生きがいや健康づくりの場等としての役割も期待されている。

そこで、都内における農的空間の創出・拡大のため、新たな農的活動を行う企業等を支援するとともに、企業等による農的活動の普及啓発の実施を支援する。

ア 次のイからオまでに掲げる事項を実施する活動団体の公募・選定を行う。

イ 企業等における農的活動ニーズや国内外における先行事例に関する調査を行う。

ウ イの結果を踏まえ、土地・建物所有者や農的活動事業者等に対する掘り起こしを行う。

エ イの結果を踏まえ、先行事例の情報発信や説明会の開催等による

農的空間の普及啓発を行う。

オ 農的空間を整備・運営する企業等に対して必要な経費の一部を補助する。

カ アにより選定した活動団体がイからオまでの活動を実施する際に必要な経費の一部を補助する。

キ その他、本事業に必要な事項を行う。

#### (4) 都民に身近なポケットファーム創出事業

農地が存在しない地域で生活する都民にとって「農」の存在が身近になりにくいことは、東京農業の関係人口拡大を進める上での障壁となる。そこで、こうした地域を含めた都民全体が日常的に「農」を目にし、触れられるようにするため、公有地等を活用したポケットファームの創出及び農的活動の実施を支援する。

ア 都有地において、モデルとなるポケットファームの整備・開設を行う。

イ アにより開設するポケットファームにおける活動団体の公募・選定を行う。

ウ イにより選定した活動団体と協定を締結し、協働により多くの都民が「農」を目にし触れることができる取組、モデルの普及に向けた情報発信、持続的な運営に向けた仕組みづくりの検討等を実施する。

エ ウにより活動団体が実施する取組に対する負担金の支払を行う。

オ アからエまでにより行うポケットファームでの取組を都内自治体等に普及させるため、モデルとしての取組の周知を行う。

カ 国内外における先行事例に関する調査を行う。

キ オ及びカの結果を踏まえ、公有地等におけるポケットファーム候補地及び活動団体の掘り起こし等を行う。

ク 公有地等におけるポケットファームの創出及び農的活動を希望する自治体及び活動団体等の公募・選定を行う。

ケ クにより選定した自治体及び活動団体等と協定を締結し、取組に対する負担金の支払を行う。

コ アからケまでの実施に当たり、自治体及び活動団体等に対し、ポケットファームの創出及び農的活動に関するアドバイス等を行う。

サ その他、本事業の実施に必要な事項を行う。

(5) 東京の田んぼ復活プロジェクト

米を生産するとともに、多様な機能を併せ持つ貴重な東京の田んぼを次世代に承継していくため、次の取組を行う。

ア 協働活用組織支援

ア) 都内の田んぼとそれにつながる用水路において、農業体験の提供や都民との交流促進により、都民の田んぼへの理解・関心を醸成することを通じて、農業者と都民とが協働して田んぼを保全活用する取組を行う協働活用組織に対して必要な経費の一部を補助する。

イ) 上記の協働活用組織は公募により選定を行う。

イ 用水路機能診断

協働活用組織がアに掲げる取組を行う地区における用水路の保全管理の基礎となる機能診断（老朽化の状況や補修等の必要性に関する診断）を行う。

ウ その他、本事業に必要な事項を行う。

2 前項各号に規定する事業において、認定、選定又は補助等に当たっての審査等を行うため、「みんなで創る都市型農業プロジェクト審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

3 前項に規定する審査会の詳細については、別途規定する。

4 第1項各号に規定する公募、認定、選定及び補助金の内容等については、別途規定する。

## 第6 事業推進体制

知事は、毎年度予算の範囲内において、円滑かつ適正に本事業を実施し、また、本事業の実効性を上げるため、地元自治体等関連機関との情報連絡の場を設け、必要に応じて助言・指導するとともに、本事業の趣旨、内容等の周知に努めるものとする。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。